宫城県特別支援教育将来構想

平成27年2月

宮城県教育委員会

本県では、平成17年に「宮城県障害児教育将来構想」を策定し、この構想の下に10年間、特別支援教育の取組を進めてきました。一方、国においても「特殊教育」から「特別支援教育」への転換や「障害者の権利に関する条約」への批准、それに伴う様々な法整備が進められ、障害のある幼児児童生徒を取り巻く環境は、大きく変化してきました。

この10年間で特別支援教育についての県民の理解は進み、特別支援学校への入学を希望する児童生徒数が増加しているほか、発達障害など、小・中、高等学校等に在籍する特別な支援が必要な子どもたちに対する教育的ニーズが高まっています。

このようなことを踏まえ、平成25年5月に特別支援教育将来構想審議会に対し、新たな構想の策定を諮問し、平成26年12月に答申がなされました。

本答申を受けて、県教育委員会では、今後の10年間を見据えた新たな特別支援教育将来構想を策定いたしました。本構想では、「障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する」ことを「基本的な考え方」と位置づけ、その実現に向け「自立と社会参加」、「学校づくり」、「地域づくり」の3つを目標に掲げ、重点的に取り組むこととしています。

本構想をもとに、5年ごとの実施計画を策定しながら、本県の特別支援教育を着実に推進してまいります。

宮城県教育委員会教育長 髙橋 仁

目 次

Ι	特別支援教育将来構想の策定について	. 1
II 1	2 市町村における就学支援体制を整備する 3 共に学ぶ教育に関する理解を促進する	. 3 . 4 . 4
Ⅲ 1 2 3	2 特別支援学校	6.8
IV	特別支援教育将来構想の基本的な考え方1	3
V E	今後の特別支援教育の進め方1 目標1【自立と社会参加】 1 乳幼児期(早期)からの支援体制の充実1 2 卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実1	4 5
E	3 将来の自立と社会参加を目指した進路学習の充実1 目標2【学校づくり】	5
E	1 多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現2 学習の質を高めるための教員の専門性向上3 学習の質・効果を高めるための環境整備1 標3 【地域づくり】	7
_	1 共生社会の実現を目指した理解促進 1 2 市町村教育委員会への支援充実 1	
VI	特別支援教育将来構想の施策体系2	. О
VП		1

I 特別支援教育将来構想の策定について

我が国における「障害者の権利に関する条約」「については、平成19年の署名とともに関係法令等の整備を進め、平成26年1月に批准しました。同条約は「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的としており、教育においてはインクルーシブ教育システムでの構築を提唱しています。

このような世界の流れの中で、我が国においても平成19年に学校教育法等の一部改正、平成23年の障害者基本法の改正、平成25年の学校教育法施行令の一部改正等、共生社会³の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育が推進されています。

本県においては、平成17年に「宮城県障害児教育将来構想」(以下「現構想」という。)を策定し、「障害の有無によらず、全ての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育を子どもや保護者の希望を尊重し展開する。」という基本理念の下に、インクルーシブ教育システムを先取りする形で障害のある子どもと障害のない子どもが「共に学ぶ」教育環境づくりや「生きる力」を培う教育を進め、一定の成果を挙げてきたところです。

一方,この10年間で,特別支援教育についての県民の理解は進み,特別支援学校への入学を希望する児童生徒数が増加しているほか,発達障害など,小・中,高等学校等に在籍する特別な支援が必要な子どもたちに対する教育的ニーズが高まっています。また,現在,推進されているインクルーシブ教育システムの構築においては、多様化する教育的ニーズへの対応として、多

*1 障害者の権利に関する条約

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定

*2 インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化,障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ,自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下,障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み

*3 共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会

様な学びの場での整備や I C T 活用等の教育環境の整備とともに卒業後の心豊かな生活の実現に向け、地域における支援体制の整備が求められています。

今回策定する「特別支援教育将来構想」は、このような世界の動向と本県におけるこれまでの取組や新たな課題を踏まえ、平成27年度から平成36年度までを計画期間とした、本県における特別支援教育の方向性を示すものです。

義務教育段階においては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校

^{*4} 多様な学びの場

Ⅱ 現構想における取組の成果と課題

現構想は、「障害の有無によらず、全ての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育を子どもや保護者の希望を尊重し展開する」を基本理念とし、その推進に向け、以下の4つの目標を定め、取り組んできました。それぞれの取組を振り返ると、学習支援室システム等を通じて適切な支援を確保する体制の在り方、教員の専門性向上、地域への理解啓発等に一定の成果を挙げてきた一方で、今後、対応が必要な課題も確認されました。

【 現構想の4つの目標 】

- 1 障害のある児童生徒の発達及び学習を支援する体制を整備する
- 2 市町村における就学支援体制を整備する
- 3 共に学ぶ教育に関する理解を促進する
- 4 小・中学校を支援するための障害児教育機関の支援機能を整備する

1 障害のある児童生徒の発達及び学習を支援する体制を整備する

(1) 学習支援室システム

県内小・中学校18校に「学習支援室」を設置し、障害のある児童生徒に対して個別の実態に応じたきめ細やかな支援を行ってきました。その結果、学力の向上や情緒の安定等、「学習支援室」の活用により学習面及び生活面全般にわたり改善が図られるとともに、障害のない児童生徒や担当以外の教員の障害に対する理解が促進されました。一方、学年進行に伴い、各児童生徒の教育的ニーズの差異が認められ、同一の教育内容を一緒に学習することが難しくなったり、障害が重度の場合、他の児童生徒が「学習支援室」を活用できなくなったりした例も見られました。

*5 **学習支援室シ**ステム

宮城県障害児教育将来構想の基本理念「共に学ぶ」教育の実現に向けて、通常の学級に在籍するLD等を含む障害のある全ての児童生徒を、学習支援室に配置した教員を活用し通常の学級や学習支援室において指導することにより、障害によって生ずる生活上、学習上の困難を改善又は克服するため適切な指導及び必要な支援を行う校内支援システム

(2) 居住地校学習

これまで特別支援学校においては、児童生徒が居住地の小・中学校において交流及び共同学習でを実施してきました。その結果、参加人数は平成16年度の63人から、平成25年度は309人となり、地域における児童生徒の交流の機会が増えるとともに、保護者同士の繋がりが広がり、地域での理解や支援を得ることができるようになりました。

しかしながら、教育的ニーズの幅が広がる小学校高学年から中学校における交流及び共同学習の内容については工夫が必要であるとの指摘もありました。

これらの取組を通じて、障害のある児童生徒にとって、課題や学習内容に応じ、 集団もしくは個別のいずれかで学ぶことができる場を選択・活用できる仕組みを 取入れることで、高い学習効果が得られることが明らかになりました。

このことから、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の設定と活用に向けた効果的な指導体制の在り方を確立するため、専門家チームでを活用したモデル事業を展開し、その手法の更なる工夫とその成果を周囲の諸学校へ普及させる必要があります。

2 市町村における就学支援体制を整備する

市町村においては職員の異動等により、担当者間の円滑な就学支援やその情報 共有が難しい状況があることから、本県では体制整備の支援のために巡回就学相 談及び就学事務説明会を実施してきました。

また、平成25年の学校教育法施行令の一部改正により、就学の仕組みが変更され、今後、市町村において、適切な就学支援の体制整備が確立されるよう、早期からの教育相談・支援体制の充実を図るなど、市町村を支援するための体制の強化に取組む必要があります。

3 共に学ぶ教育に関する理解を促進する

コーディネーター養成研修や管理職研修等を実施し、中核となる教職員の理解 啓発に努め、各学校における伝講会などの実施により、共に学ぶ教育についての

*6 交流及び共同学習

障害のある子どもと障害のない子どもが、相互のふれあいを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流と教科等のねらいの達成を目的とする共同学習を通じて、同じ社会に生きる人間として、互いに正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場のこと

*7 専門家チーム

教育委員会の職員,特別支援学校の教員,心理学の専門家,理学療法士,作業療法士,言語聴覚士,医師等で構成され, 障害のある児童生徒の対応方針についての専門的意見の提示をその役割としたもの 理解は深められてきました。

しかしながら、小・中学校における教職員の理解は進んできましたが、高等学校における教職員への更なる理解啓発を図ることが今後の課題です。そのためには研修の実施だけではなく、高等学校における交流及び共同学習の実施や障害のある児童生徒と実際に関わる機会を設定するなど、一層の理解促進に向けた方策を検討する必要があります。

4 小・中学校を支援するための障害児教育機関の支援機能を整備する

本県の総合教育センターにおいては、小・中学校等の教職員を対象とした特別 支援教育に関する研修が拡充され、受講者が増加するなど、特別支援教育の推進 が図られてきました。

また、特別支援学校のセンター的機能。については、特別支援教育が様々な障害のある児童生徒を対象とするため、特別支援学校教職員の幅広い専門性が一層求められているほか、特別支援学校間の連携及び情報共有、小・中学校の教育資源。や担当者等を繋ぐ調整役としての役割も求められています。今後、多様な教育的ニーズに応じていくために、特別支援学校教職員の幅広い専門性を高め、特別支援学校としての支援機能を更に強化するとともに、地域の専門家等を活用した組織的対応が強く求められます。

*8 特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校においては幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校等を含む関係機関や保護者に対し、要請に応じて、児童生徒又は幼児の教育に関し必要な助言又は援助を行うこと

* 9 教育資源

幼、小、中、高等学校及び特別支援学校等、特別支援学級、通級指導教室

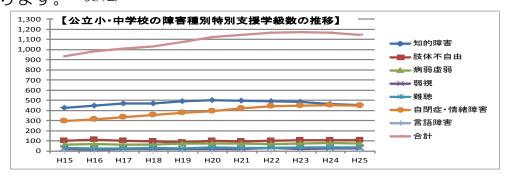
Ⅲ 各学校等の現状と課題

1 小・中学校

(1) 特別な支援を必要とする児童生徒数の増加

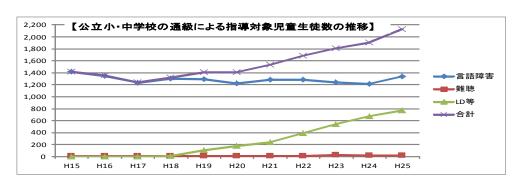
本県の小・中学校において、平成25年度に特別支援学級を設置している割合は、小学校84.1%、中学校86.5%となっており、通級指導教室を設置している学校の割合は、小学校26.1%、中学校4.8%となっています。

これらの特別支援学級の障害種別設置数は、知的障害と自閉症・情緒障害で約8割を占め、特に、自閉症・情緒障害は10年前と比較すると50%も増加しており、それ以外は知的障害も含め微増傾向にあります。 (資料2)



このほか、LD等の通級による指導を受けている児童生徒数は、平成25年5月の時点で771人であり、LD等の児童生徒が通級による指導の対象に加えられた平成18年度の10人と比較すると761人増加しています。 (資料3)

また、平成24年度の文部科学省の調査においても、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒は小・中学校では通常の学級に6.5%程度在籍しているとされています。



今後は、小・中学校においても、特別な支援を必要とする児童生徒 が適切に学習できるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた具体的な 支援を行うことが必要です。

(2) 特別支援教育の校内体制整備

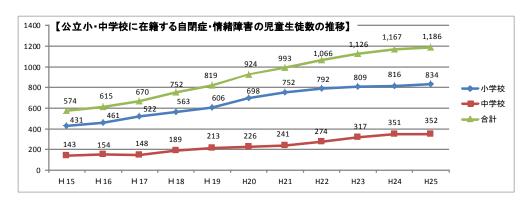
本県の特別支援教育に関する校内委員会®の設置率,特別支援教育コーディネーター®の指名率は小・中学校ともに100%であり,校内における特別支援教育の体制は整備されたものの,校内委員会の年間開催回数が2回以下の学校が小学校では約7割,中学校では約8割となっています。(資料4,5)

今後は、校内委員会を計画的に開催し、その役割を十分に機能させることが必要です。

(3) 教員の専門性

平成25年度の小・中学校の特別支援学級(自閉症・情緒障害学級) に在籍する児童生徒数は1,186人で,10年前と比較して612 人増加しています。 (資料6)

このようなことから、自閉症児のコミュニケーション能力を高める ための指導内容・方法の改善や充実が必要であり、全ての教員が自閉 症児への対応について共通理解し、情緒の安定を促すための個別の支 援の充実を図ることが必要です。



*10 校内委員会

各学校において、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童 生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に設置する特別支援教育に関する委員会

*11 特別支援教育コーディネーター

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整役としての役割を担う者

(4) 個別の教育支援計画*12 と個別の指導計画*13 の作成と活用

小・中学校ともに「個別の教育支援計画」の作成率は約5割,「個別の指導計画」の作成率は約8割にとどまっています。 (資料5)

今後は、一人一人の多様な教育的ニーズに応えるため、「個別の教育 支援計画」と「個別の指導計画」の作成と活用を促進し、系統的、組 織的な支援を行っていくことが必要です。

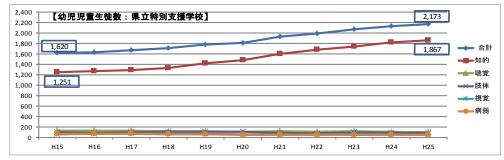
2 特別支援学校

(1) 知的障害特別支援学校の狭隘化

平成25年度の県立知的障害特別支援学校の在籍者数は平成25年5月現在1,867人で,10年前と比較すると616人増加しており,教室不足を解消するため,特別教室等を普通教室に転用するなどの対応を行っています。児童生徒数の増加を学部別に学級数でみると,小学部は30学級,中学部は24学級,高等部は54学級それぞれ増加しており,高等部の学級数の増加が顕著です。(資料7,8)

特に、仙台圏域の県立知的障害特別支援学校3校(光明、名取、利府)の在籍者数は、それぞれ200人を大きく超える状態が続いているため、高等部校舎やプレハブ校舎の増築等で対応しています。 (資料9)

このようなことから,作業室や運動場の確保が困難であるなど教育活動に支障を来たす状況を解消するため,関係市町村の協力を得ながら,狭隘化の解消に向けた対策が急務です。

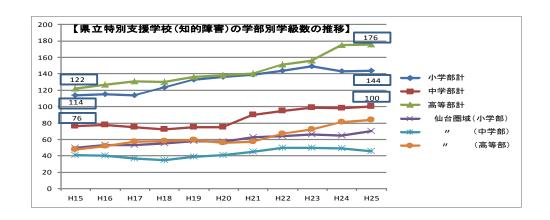


*12 個別の教育支援計画

福祉,医療,労働等の関係機関が連携して,障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた支援を効果的に実施するための計画で,中・長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行うため,学校において作成するもの

*13 個別の指導計画

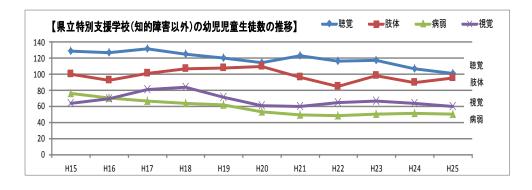
障害の状態等に応じた、きめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の 「個別の教育支援計画」等を踏まえて、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や 指導内容、方法等を盛り込んだ指導計画



(2) 知的障害以外の特別支援学校

知的障害以外の特別支援学校は、今後、児童生徒数が横ばいかやや減少することが推測されることから、一定規模の学習集団の確保を図るため、社会の変化に対応した学科の再編について検討する必要があります。 (資料10, 11, 12)

また,知的障害などの障害を併せ有する児童生徒が在籍していることから,複数の障害種に対応できるよう,障害種部門の併置化や併設化を検討する必要があります。



(3) 進路指導の充実

児童生徒の自立と社会参加を目指し、進路指導の充実に向けた研修会の実施や関係機関との連携を図ってきました。また、平成25年度の特別支援学校卒業者の進路先では、就職を希望した132人に対して125人の就職が決定しています。 (資料13)

このようなことから、本人の希望に沿った進路の実現に向けて、一人一人の多様な教育的ニーズに応じた教育内容・指導方法を検討する必要があります。また、障害の状態に応じた複数の教育課程を編成す

るほか,学校と事業所及び関係機関とが合同で行う研修会等を通して, 教育課程や教育活動の見直し等を図る必要があります。

(4) 教員の専門性

重複障害のある児童生徒が多く在籍しているほか、医療的ケア[™]の対象児童生徒が増えており、教員は複数の障害種の専門性や摂食指導、介護に関する知識・技能等を高めることが必要です。 (資料 4)

(5) 軽い知的障害のある生徒への対応

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難な程度(以後、「軽い知的障害」という)の生徒を対象とする高等学園では県内に2校あり、いずれも入学を希望する生徒が増加し毎年多くの不合格者を出しています。不合格となった生徒の多くが二次募集で県立特別支援学校(知的障害)等に入学しており、そのような状況に対応するため平成28年度には女川町に新たな高等学園を設置する予定です。 (資料15)

また、生徒数の増加が著しい仙台圏域における高等学園の整備に向けた検討が必要であるとともに、二次募集で県立特別支援学校(知的障害)に入学する生徒に対応した教育課程を編成するなどの工夫が必要です。

(6) 居住地校学習

本県では、平成16年度から「共に学ぶ教育」を進めるため、本人及び保護者の希望により、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校で交流及び共同学習を行う「居住地校学習」を進めてきました。この取組は、双方の児童生徒の経験を広め、心の成長を促すなどの成果を挙げています。 (資料16)

*14 医療的ケア

日常的な吸引や経管栄養、導尿などの医療的な生活援助行為

*15 高等学園

軽い知的障害(知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度)があり、中学校、中等教育学校中学部、特別支援学校中学部を卒業した者を対象に、社会参加と職業的自立を目指し、心豊かに、そして主体的に自分の力や可能性を発揮して生きる人間を育成する学校

今後は、より多くの児童生徒が参加できるよう、交流及び共同学習の教育課程への位置づけや、学習の難易度が上がる小学校高学年以上の活動内容の更なる充実と検討が必要です。また、直接交流が困難な場合は、作品や手紙の交換などによる間接交流を行うことも必要です。

(7) センター的機能

特別支援学校のセンター的機能が広く認知されたことで、助言等件数は、平成20年度の764件から平成25年度は1、288件と増加しており、小・中、高等学校及び保育所・幼稚園等において、特別支援学校からの助言に基づく指導の充実が図られてきています。

(資料17, 18)

このようなことから、特別な支援の強化に向けて、高い専門性をもつ人材の更なる確保と、地域支援が可能な特別支援教育コーディネーターの複数指名など、センター的機能を補完する体制づくりが必要です。

また、それぞれの学校だけでは、障害のある児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズへの対応が難しい場合があり、障害種の異なる特別支援学校間においても、緊密な連携を図り、相互に有する専門性を活用するための体制の整備を図る必要があります。

(8) 適切な就学支援

入学直前に、特別支援学校から通常の学校へ就学先を変更する事例がありました。本人、保護者、市町村教育委員会が早期から計画的・継続的に教育相談等を実施し、就学先決定について合意形成を図る必要があります。

3 高等学校

(1) 特別な支援を必要とする生徒への対応

文部科学省の平成24年度の調査においては、中学校の特別支援学級から高等学校への進学率は27.1%となっており、平成21年度の調査では発達障害の可能性のある生徒は、高等学校に2.2%程度在籍していると推測されています。 (資料19)

このようなことから、高等学校においても特別な支援を必要とする

生徒に対応するため、多様な教育的ニーズを的確に捉え、障害による 学習上・生活上の困難を改善、克服するための配慮を行うとともに、 生徒一人一人が持てる力を十分に発揮するための対応が求められます。

また,特別な支援を必要とする生徒へ具体的な支援を行うため,障害の状態,配慮事項,関係機関などの情報を,中学校との接続期には学校間で適切に引継ぎを行うほか,「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用を図る必要があります。

(2) 特別支援教育の校内体制

特別支援教育コーディネーターの指名や校内委員会の設置が進む一方,校内委員会を開催していない学校が約4割,また,年間開催回数が2回以下の学校が約9割となっています。 (資料 5)

このようなことから、校内委員会を計画的に開催するなど、その役割を十分に機能させるとともに、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用を図り、具体的な支援を行うことが必要です。

また、特別な支援を必要とする生徒に関する実態調査を実施していない学校が4割近くにのぼっています。 (資料5)

このようなことから、生徒一人一人の多様な教育的ニーズに応える ため、行動観察や検査等の実施により障害の状態等を把握するととも に、管理職や特別支援教育コーディネーターが中心となり、教員の特 別支援教育に対する理解と専門性の向上を図る必要があります。

IV 特別支援教育将来構想の基本的な考え方

障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の 実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人 の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、一人一人の生き方を相互に認めあえる「共生社会」の形成が、今、強く求められています。それは、障害のある者と障害のない者が、共に学び、共に生きる社会であり、一人一人が大きな夢を持ち、持てる力を最大限発揮し、自らの役割を主体的に果たす社会です。こうした社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が大きな役割を担っています。

本県では「障害の有無によらず、全ての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育を子どもや保護者の希望を尊重し展開する。」とした平成17年策定の「宮城県障害児教育将来構想」の基本理念の下、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が「共に学ぶ」教育環境づくりや「生きる力」を培う教育を10年にわたり進めてきました。これらは、学習支援室システム等、適切な支援を確保する体制の在り方、教員の専門性向上、地域への理解啓発等に一定の成果を挙げてきました。

一方,この間,知的障害特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加や通常の学校における発達障害のある児童生徒数の増加,更には学校教育法施行令の一部改正による就学先決定の仕組みの変更により,多様化する教育的ニーズへの適切な対応として,小・中学校における通常の学級,通級による指導,特別支援学級,特別支援学校といった連続的で切れ目のない「多様な学びの場」の教育環境整備が求められています。また,教員の幅広い専門性の向上,地域教育資源の活用,ICTを含めた教材の充実も同様に求められています。

そこで基本的な考え方を「障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。」とし、現構想の基本理念と取組を継承しつつ、その取組の充実と更なる広がりを図り、障害のある全ての児童生徒が、地域の中で、夢や希望の実現に向けて主体的に生きていく姿を、県として全面的に支援していきます。

V 今後の特別支援教育の進め方

「障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。」

この基本的な考え方の下、施策を推進するにあたり、次の3つの目標を掲げます。1つめは、障害のある児童生徒が自立と社会参加に向けて取組むことができる体制の整備、2つめは、個々の能力を最大限に伸ばすことができる学校づくり、3つめは、地域社会への参加によって実現する心豊かな生活を支える地域づくりです。つまり、将来の共生社会の中で、障害のある児童生徒が家庭や職場、地域における自己実現により、自己有用感が得られる心豊かな生活を目指すものです。

目標1 【自立と社会参加】

障害のある児童生徒が夢や希望を抱きながら、心豊かな生活を実現するための一貫した指導・支援体制の整備

1 乳幼児期(早期)からの支援体制の充実

ライフステージに応じた必要な支援を行うため、乳幼児期から専門的な 教育相談・支援が受けられる体制を、教育、医療、福祉、保健、労働等と の連携の下に確立します。

子育てに関する相談については、特別支援学校のセンター的機能の発揮を基本としながら、保護者の要望に可能な限り対応できるように、学校のほか、市町村の関係各課、専門家等がネットワークを組織します。そこでは、子どもの実態に応じた適切な時期に、必要な支援が受けられるよう、教育的ニーズと支援の在り方について関係者間の共通理解を図るとともに、適正な就学に繋げる乳幼児期からの相談・支援体制の整備・充実を図ります。

あわせて、市町村教育委員会の教育支援**6体制の充実を支援するため、県

*16 教育支援

早期からの教育相談・支援, 就学支援, 就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体

教育委員会では「教育支援の手引き」を作成し、障害のある児童生徒の就 学先決定のための総合的な判断に必要な事項と具体的な内容や、就学先を 選択・決定するための手順等について提示するなど、市町村教育委員会に おける教育支援体制づくりへの支援を行います。

また、学校における「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成においては、保護者や専門家等からの協力を得て、関係機関、関係部局が保有している本人に関する情報を活用しながら、一人一人に対する「合理的配慮」でを明らかにする必要があります。学校はその計画に基づいた対応が求められることから、モデル事業等を展開しながら成果を普及していきます。

2 卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実

保護者,学校,市町村,福祉,企業を含めた労働等の関係機関は,緊密に連携するとともに本人の意思決定を適切に支援し,卒業後の就労や自立,社会参加に向けて,児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに対応した教育活動や卒業後のサポートに取り組みます。

また, ライフステージの接続期には特別な支援を必要とする児童生徒について, 具体的な支援を行うため, 所属していた各学校等から, 障害の状態, 配慮事項, 関係機関などの情報を適切に引き継ぐとともに, 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用を図ります。

このほか、一人一人に応じた日常生活におけるQOL^{*18}(Quality of Life)の向上や新たな才能の開花に繋がるよう、日頃から、音楽、美術、体育等の文化スポーツ等に関する学習活動等の充実を図ります。

3 将来の自立と社会参加を目指した進路学習の充実

早期から将来を見据えた進路に関する指導が、計画的に推進されることが必要であり、児童生徒が将来の生活を思い描き、社会の変化や直面する様々な課題に柔軟に対応できるよう、支援を充実します。

*17 合理的配慮

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及 び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。例えば、 教育内容・方法、支援体制等の配慮。

*18 QOL (Quality of Life)

QOLは「生活の質」、「生命の質」、「生活の満足度」など多くの邦訳があるが、QOLをそのまま用いることが多い。

そのようなことから、自立と社会参加に必要な支援を適切に行うため、 関係機関とのネットワークづくりを行い、それぞれの支援の在り方につい て、認識の共有を図ります。

障害の状態に応じた複数の教育課程を編成するほか、卒業後の生活を見据え、学校と事業所及び関係機関が合同で研修会を行うなど、教育課程や教育活動の見直しを図るとともに、児童生徒の自立と社会参加の促進に向け、一人一人の能力を可能な限り発揮できる学科の再編を検討します。

また,「個別の移行支援計画」¹⁹ 等を用いて,進路先へ障害の状態等の情報提供を行うなど,障害のある児童生徒の理解促進を図り,進路先と連携するとともに継続した支援を行います。

目標2 【学校づくり】

障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズに的確に対応した 体制・環境の整備

1 多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現

特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズを把握するため、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内において様々な方法により実態調査を実施するとともに、計画的に校内委員会を開催し、検討を行うなど、組織的かつ適切に支援を行います。そして、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用を促進し、系統的、組織的な支援の充実を図るため、以下のような取組を進めます。

- 児童生徒が抱える課題の解決に向けて、生徒指導部や教育相談部等、 既存の校内組織との連携を図り、教職員が課題に気付いた時点で、速 やかに相談できる体制を確立します。
- 特別支援学級や通級による指導の担当者は、その専門性を生かし、 通常の学級等へ巡回指導を行うなどの校内体制を構築します。
- 各学校や地域にいる専門家がチームを組んで、様々な場面で児童生 徒や保護者のほか、指導する教員を支援するシステムを構築します。
- 各学校においては、学習集団の編成や学習内容・指導方法の改善、

*19 個別の移行支援計画

教育機関が中心となって作成する個別の教育支援計画の一つで、学校を卒業して社会へ出る時期の移行期に作成するもの

学校設定科目の検討等,教育課程編成を工夫します。

- 障害のある児童生徒が通常の学級に在籍し、障害のない児童生徒とともに学習する場合は、必要に応じて教員の複数配置を行うなど、校内体制の整備に努め、ティーム・ティーチングにより役割を分担しながら、障害のある児童生徒とともに学級全体の児童生徒の指導に当たります。
- 医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して学校生活を送るためには、医療的ケアコーディネーターを中心とした、教職員と看護師の連携や医療的ケアに関する研修を実施するなどして、校内の全教職員が共通理解し、医療的ケアを行う体制の整備を進めます。
- 肢体不自由のある児童生徒に対応するためのバリアフリー化や、情緒的に不安定な児童生徒への対応に必要な、精神的な安定を図るための場所を準備する等、基礎的環境の整備を図るとともに、ICTの活用も含めた教材教具の充実を図ります。

2 学習の質を高めるための教員の専門性向上

小・中,高等学校等の教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るため、管理職がリーダーシップを発揮し、特別支援教育に関する校内研修を実施するとともに、特別支援学校での体験研修や県総合教育センター等での研修を通じて、特別支援教育への理解促進や更なる指導力の向上を目指します。

また、特別支援学級、通級による指導の担当者、理学療法士(PT)²²、作業療法士(OT)²¹、言語聴覚士(ST)²²、臨床心理士等の外部専門家の専門性を活用し、通常の学級の児童生徒への支援、指導内容と方法の改善及び充実を図ります。

さらに、発達障害を含めた様々な障害によって生ずる多様な教育的ニー

身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、 及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える理学療法を行うことを業とする者

*21 作業療法士 (OT: Occupational Therapist)

身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせる作業療法を行うことを業とする者

*22 **言語聴覚士** (ST: Speech-Language-Hearing Therapist)

音声機能,言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため,言語訓練その他の訓練, これに必要な検査及び助言,指導その他の援助を行うことを業とする者

^{*20} **理学療法士**(PT: Physical Therapist)

ズに対応する専門的な指導や学級運営の在り方,教育相談への対応,関係機関との連携等について的確に対応できるよう,教員の研修内容の更なる 充実を図ります。

学校現場における教員支援及び研修の充実のためには、教員養成段階も 含め、大学や各研修機関との連携強化を図ります。

また,特別支援学校はもとより,小・中,高等学校等の教員に特別支教育に関する専門性が確保されるために,認定講習等による特別支援学校教諭免許状の取得,小・中,高等学校等と特別支援学校との人事交流の促進及び教員採用の在り方等について,今後,検討していきます。

このほか,特別支援学校のセンター的機能を発揮し,小・中,高等学校 等への支援を担う特別支援学校の教員には,特別支援教育に関する豊富な 経験と高い専門性が求められることから,計画的に養成します。

3 学習の質・効果を高めるための環境整備

狭隘化への対応を図るため、仙台圏域における特別支援学校の新設、県 有財産や廃校となった小・中、高等学校等の校舎や余裕教室を活用した分 校等の設置、複数の障害種部門の併置・併設などを検討します。

また,軽い知的障害のある生徒のニーズに対応するため,高等学園の新設や収容定員の拡大に向け検討します。

目標3 【地域づくり】

生活の基盤となる地域社会への参加を推進するための環境整備と 共生社会の実現に向けた関係者の理解促進

1 共生社会の実現を目指した理解促進

インクルーシブ教育システムの推進に当たっては、その理念を地域社会 が理解し協力を得られるよう、丁寧な啓発活動を実施します。

県教育委員会及び市町村教育委員会は、連携協議会を開催し、教育、医療、福祉、保健、労働等の関係機関と特別支援教育に関する研修会を実施し、インクルーシブ教育システムの理念やそれに関する法令等を理解するとともに、幼稚園、小・中、高等学校、特別支援学校等で行われているそれぞれの教育を理解するなど、障害のある子どもを地域全体で育てる環境づくりを進めます。

また、各学校においては、「障害者の権利に関する条約」に基づき、児童生徒に必要とされる合理的配慮及びその具体化を図るための基礎的環境整備²³の提供が求められることから、管理職をはじめとする教職員は、インクルーシブ教育システムに関する理解とともに合理的配慮の在り方に関する研修を十分行うなど、専門性の向上を図ります。

なお、交流及び共同学習については、児童生徒が主体的に活動に参加できるよう、教育課程の中に位置づけ、計画的に推進します。また、高等部の生徒についても、社会への移行期として、多くの同世代の生徒との関わりを楽しむとともに、人々の多様な在り方が一層理解できるよう、高等学校との交流及び共同学習の積極的な推進を図ります。

2 市町村教育委員会への支援充実

市町村教育委員会においては、指導主事や外部の講師の専門性を活かした研修の充実を図り、共生社会の形成に向けた役割等についての理解を十分なものとする必要があります。

市町村教育委員会が障害のある子どもへ適切な教育支援を行うためには、 市町村教育委員会に特別支援教育の経験豊富な職員を配置したり、児童生 徒や保護者との教育相談を適宜行うことができるよう、退職した職員を非 常勤として配置するなど、教育支援体制の整備が必要です。

^{*23} 基礎的環境整備

国、都道府県、市町村による合理的配慮の基礎となる環境整備

基本的な考え方

障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある 多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。

現構想における取組の成果と課題

各学校等の現状と課題

障害のある児童生徒の発達及び学習を支援する 体制を整備する

【学習支援室システム】

- 小・中学校に「学習支援室」を設置し、障害のある児童 生徒に対し個別に支援を行い、学力の向上や情緒の安定等 に効果があり、障害に対する理解も促進された。
- 学年進行に伴い教育的ニーズの幅が広がり、同一の教育 内容での学習は困難な場合もある。

【居住地校学習】

- 特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地の小・中学校で交流及び共同学習を行い、理解や支援が得られた。
- 教育的ニーズの違いが顕著になる小学校高学年から中学校では学習内容に工夫が必要である。

小・中学校を支援するための障害児教育機関の 支援機能を整備する

- 県総合教育センターにおける特別支援教育に関する研修が充実され、特別支援教育の推進が図られた。
- 特別支援教育は障害のある全ての児童生徒を対象とする ため、特別支援学校教職員には幅広い専門性が一層求められる。
- ・ 小・中学校の教育資源や担当者等を繋ぐ役割が求められる。
- 様々なニーズに応じるため、学校としての支援機能を更に強化するとともに、地域の専門家等を活用した組織的対応が求められる。

市町村における就学体制の整備

- 職員の異動等により、円滑な就学支援や情報共有が難しいため、巡回就学相談や就学事務説明会を実施し、体制整備を支援した。
- 学校教育法施行令の一部改正に伴い、早期からの教育相談・支援体制の充実を図るとともに、県教育委員会が市町村教育委員会を支援するための体制強化が必要である。

共に学ぶ教育に関する理解を促進する

- コーディネーター養成研修や管理職研修等を実施し、 小・中学校を中心に「共に学ぶ教育」の理解は一定程度、 浸透した。
- 高等学校における教職員への更なる理解啓発を図るとともに、交流及び共同学習等の実施に向けた検討が必要である。

乳幼児期

・ 発達障害早期支援事業では、モデル地域を指定し、早期からの教育相談・支援体制整備等の 推進を展開している。

小•中学校

- 特別な支援を必要とする児童生徒が増加しており、更なる支援が必要である。
- 特別支援教育コーディネーターを中心とした 校内体制の更なる整備・充実が必要である。自閉症児等への対応について、教員の専門性
- の更なる向上を図る必要がある。 ・ 一人一人の多様な教育的ニーズに応えるため, 「個別の教育支援計画」等の作成と活用の促進

特別支援学校

を図る必要がある。

- 知的障害特別支援学校における狭隘化の解消に向け、早急な対応が必要である。
- 希望に沿った進路の実現に向け、進路指導の 更なる充実を図る必要がある。
- 重複障害や医療的ケアが必要な児童生徒に対応するため、教員の専門性の更なる向上を図る必要がある。
- 軽い知的障害のある児童生徒が増加しており、 教育課程の編成や高等学園の整備に向けた検討 が必要である。
- 児童生徒の経験を広め心の成長を促すため、 居住地校学習の充実を図る必要がある。
- ・ センター的機能の更なる充実
- 計画的・継続的な教育支援

高等学校

- 特別な支援を必要とする生徒が増加しており、 更なる支援が必要である。
- 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の更なる整備・充実が必要である。
- 発達障害等の生徒へ対応するため、教員の専門 性の更なる向上を図る必要がある。
- 一人一人の多様な教育的ニーズに応えるため、 「個別の教育支援計画」等の作成と活用の促進を 図る必要がある。

改善の方向性

目標

目標の実現に向けて

方向性1

【切れ目のない支援体制】

- 乳幼児期から育ちを支える保護者、学校、関係機関による連携体制の構築
- 卒業後の心豊かな生活を 実現する支援体制の充実

目標1

【自立と社会参加】

障害のある児童生 徒が夢や希望を抱き ながら、心豊かな生 活を実現するための 一貫した指導・支援 体制の整備

- 乳幼児期(早期)からの支援体制の充実
- 教育相談・支援体制の整備・充実
- 卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援 する体制の充実
 - 「個別の教育支援計画」,「個別の移行支援計画」, 「個別の指導計画」による一貫した指導・支援
- 日常生活におけるQOL向上に向けた指導の充実
- 将来の自立と社会参加を目指した進路学習の 充実
- 社会的存在としての人間の生き方の観点を重視した勤労観や職業観を育む体制の充実
- 企業や労働及び福祉関係機関との連携

方向性2

【多様な学びの場】

- ・ 柔軟で連続した「多様な学びの場」の整備
- ・ 専門性のある教員等による 適切で一貫した指導・支援
- 学習の質・効果を高める教育環境の整備

目標2

【学校づくり】

障害のある児童生 徒の多様な教育的ニ ーズに的確に対応し た体制・環境の整備

- 多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現
- 校内体制の充実・強化
- ICTの活用(教材等)
- ・ 障害の特性に応じた指導の工夫
- 教育課程の見直し及び「個別の指導計画」を活用 した個に応じた指導の充実
- ・ 教育的ニーズに応える教育環境の整備
- 地域教育資源の活用
- 学習の質を高めるための教員の専門性向上
- 研修の充実による小・中,高等学校等の特別支援 教育担当者の実践的指導力向上
- ・ 特別支援学校のセンター的機能の充実・強化
- 学習の質・効果を高めるための環境整備
- 狭隘化対策の推進

方向性3

【社会との絆】

- 共生社会の実現に向け、県 民の意識を醸成するとともに 障害の理解促進
- 県教育委員会と市町村教育 委員会との連携強化

目標3

【地域づくり】

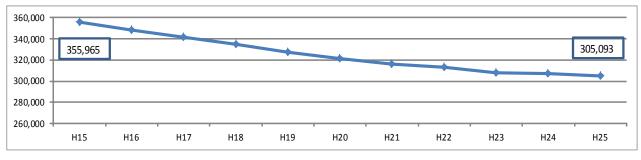
生活の基盤となる 地域社会への参加を 推進するための環境 整備と共生社会の実 現に向けた関係者の 理解促進

- 共生社会の実現を目指した理解促進・ 地域と共に学び合う交流及び共同学習の推進
- インクルーシブ教育システムの理解促進
- 「フラルーフラ教育フステムの住所に
- 市町村教育委員会への支援充実
- 市町村教育委員会が適切な教育支援を行える体制の充実
- 市町村教育委員会職員の専門性向上

Ⅷ 資料編

資料 1	県内全校種の幼児児童生徒数の推移	22
資料 2	公立小・中学校の障害種別特別支援学級数の推移	22
資料3	公立小・中学校の通級による指導対象児童生徒数の推移	23
資料 4	校内委員会の開催状況	24
資料 5	個別の教育支援計画等作成状況	25
資料 6	公立小・中学校に在籍する自閉症・情緒障害の児童生徒数の推移	26
資料7	県立特別支援学校の幼児児童生徒数の推移	26
資料 8	県立特別支援学校(知的障害)の学部別学級数の推移	26
資料 9	県立特別支援学校(知的障害)の児童生徒数の推計	27
資料10	県立特別支援学校(知的障害以外)の幼児児童生徒数	27
資料11	県立特別支援学校(知的障害以外)の幼児児童生徒数の推移	27
資料12	県立特別支援学校(知的障害以外)の児童生徒数の推計	28
資料13	進路先別生徒数:県立特別支援学校	28
資料14	医療的ケア対象児童生徒数	28
資料15	高等学園志願者数	29
資料16	居住地校学習の実施状況	29
資料17	県立特別支援学校による助言等件数	30
資料18	県立特別支援学校による校種別助言等件数	30
資料19	進学割合:特別支援学級から高等学校	30
資料20	宮城県特別支援学校配置図	31
資料21	宮城県特別支援学校一覧	32
資料22	諮問文	33
資料23	委員名簿	35
資料24	審議経過	36
資料25	緊急提言	37

資料1 県内全校種の幼児児童生徒数の推移



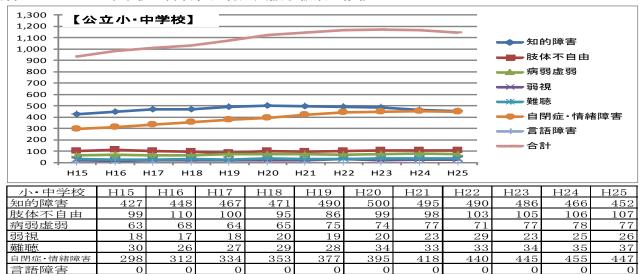
幼児児童生徒数	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
初元元里王促致	355,965	348,628	341,851	334,763	327,470	321,407	316,371	313,447	307,540	307,261	305,093

※幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校等の幼児児童生徒数

010

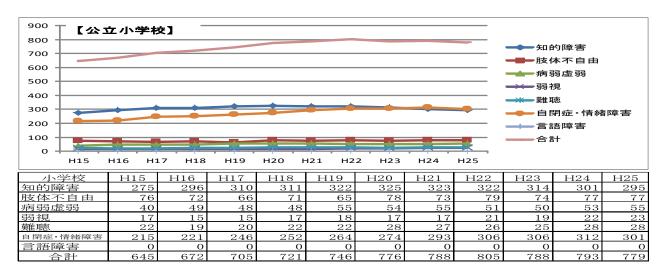
(学校基本調査:各年度5月1日現在)

資料2 公立小・中学校の障害種別特別支援学級数の推移

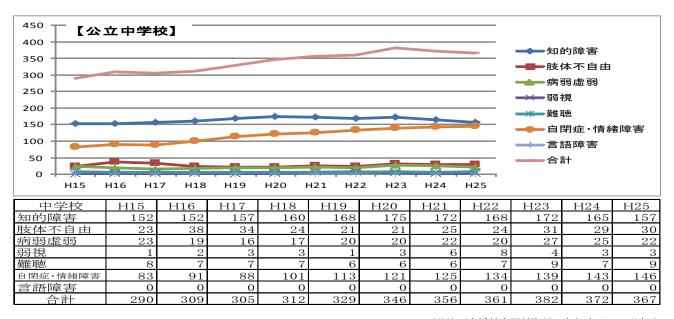


(県特別支援教育関係資料:各年度5月1日現在)

170

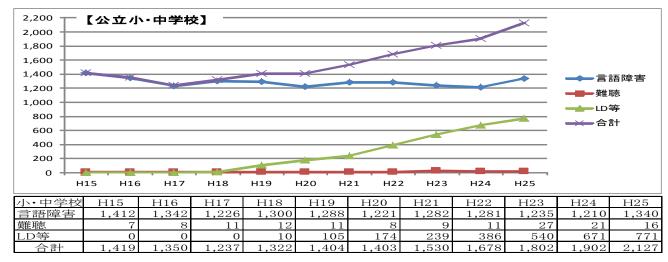


(県特別支援教育関係資料:各年度5月1日現在)

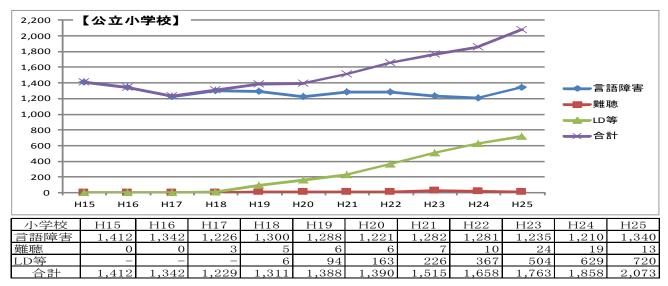


(県特別支援教育関係資料:各年度5月1日現在)

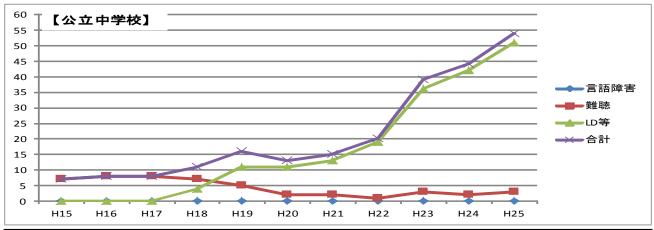
資料3 公立小・中学校の通級による指導対象児童生徒数の推移



(県特別支援教育関係資料:各年度5月1日現在)



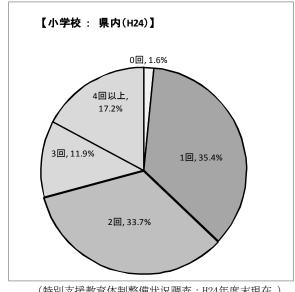
(県特別支援教育関係資料:各年度5月1日現在)



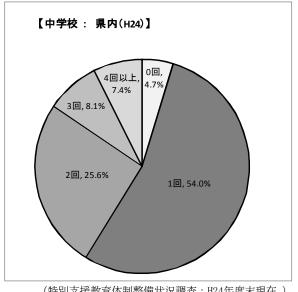
中学校	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
言語障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
難聴	7	8	8	7	5	2	2	1	3	2	3
LD等	_	_	_	4	11	11	13	19	36	42	51
合計	7	8	8	11	16	13	15	20	39	44	54

(県特別支援教育関係資料:各年度5月1日現在)

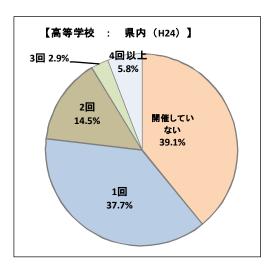
資料4 校内委員会の開催状況



(特別支援教育体制整備状況調査:H24年度末現在)

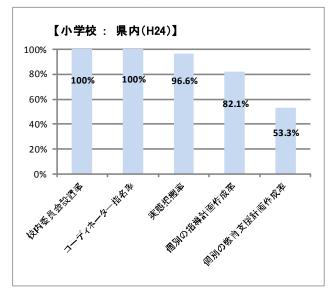


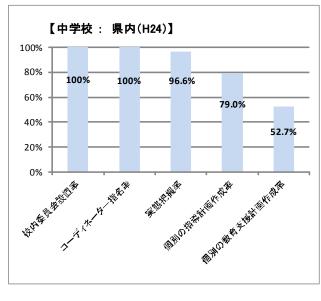
(特別支援教育体制整備状況調査:H24年度末現在)



(特別支援教育体制整備状況調査:H24年度末現在)

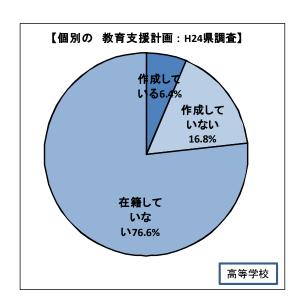
資料5 個別の教育支援計画等作成状況

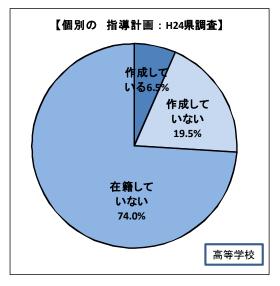




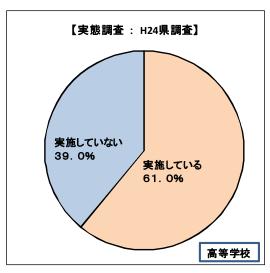
(特別支援教育体制整備状況調査:H24年度末現在)

(特別支援教育体制整備状況調査:H24年度末現在)





(特別支援教育体制整備状況調査:H24年度末現在)



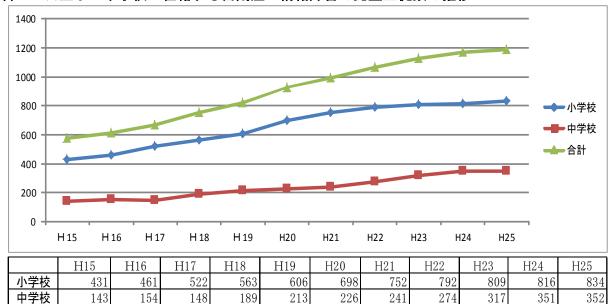
(特別支援教育体制整備状況調査:H24年度末現在)

【高等学校:コーディネーターの指名と校内委員会の設置(H24)】

4	特別支援教育コーディネーターの指名	特別支援教育に係る 校内委員会の設置
	77校中77校 (100%)	77校中69校 (89. 6%)

(特別支援教育体制整備状況調査:H24年度末現在)

資料6 公立小・中学校に在籍する自閉症・情緒障害の児童生徒数の推移



819

924

993

1,066

(県特別支援教育関係資料:各年度5月1日現在)

1,126

1,167

1,186

資料7 県立特別支援学校の幼児児童生徒数の推移

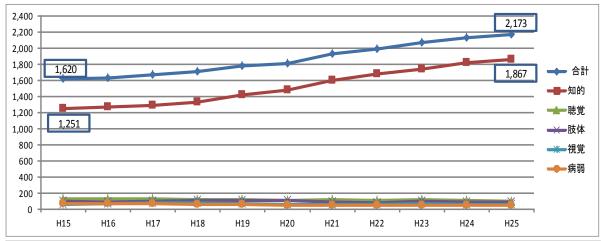
615

670

752

合計

574



	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
合計	1,620	1,634	1,675	1,708	1,785	1,816	1,934	1,997	2,077	2,136	2,173
知的	1,251	1,276	1,295	1,328	1,424	1,479	1,606	1,683	1,745	1,825	1,867
聴覚	129	127	131	125	120	114	123	116	117	107	101
肢体	100	92	101	107	108	109	96	85	98	89	95
視覚	64	69	81	84	71	61	60	65	67	64	60
病弱	76	70	67	64	62	53	49	48	50	51	50

(県特別支援教育関係資料:各年度5月1日現在)

資料8 県立特別支援学校(知的障害)の学部別学級数の推移

	***	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			-, ,	-100-40-6-4						
知的障害	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	増加数
小学部計	114	115	114	123	133	136	139	144	149	143	144	30
中学部計	76	78	75	72	75	75	90	95	99	98	100	24
高等部計	122	127	131	130	136	138	140	151	156	175	176	54
仙台圏域(小学部)	50	53	53	55	58	57	63	64	66	65	70	20
リ (中学部)	41	40	37	35	39	41	45	50	50	49	46	5
リ (高等部)	48	52	57	58	59	56	57	67	72	81	84	36

※増加数はH15とH25の比較

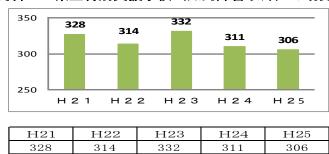
(県特別支援教育関係資料:各年度5月1日現在)

資料 9 県立特別支援学校(知的障害)の児童生徒数の推計



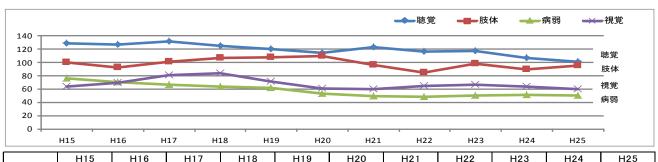
(H25.5.1現在の児童生徒数を基に推計)

資料10 県立特別支援学校(知的障害以外)の幼児児童生徒数



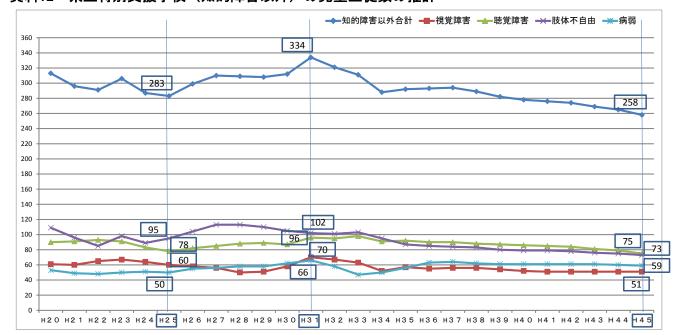
(県特別支援教育関係資料:各年度5月1日現在)

資料11 県立特別支援学校(知的障害以外)の幼児児童生徒数の推移



	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
聴覚	129	127	131	125	120	114	123	116	117	107	101
肢体	100	92	101	107	108	109	96	85	98	89	95
病弱	76	70	67	64	62	53	49	48	50	51	50
視覚	64	69	81	84	71	61	60	65	67	64	60

(県特別支援教育関係資料:各年度5月1日現在)



資料12 県立特別支援学校(知的障害以外)の児童生徒数の推計

(H25.5.1現在の児童生徒数で推計)

資料13 進路先別生徒数:県立特別支援学校

	女类字 粉	進学	就	職	施設	その他	
	卒業者数	進子	希望者	決定者	通所等	(在宅等)	
H21	319	17	100	92	175	35	
H22	302	15	129	88	163	36	
H23	292	8	127	82	183	19	
H24	334	2	139	105	214	13	
H25	338	16	132	125	175	22	

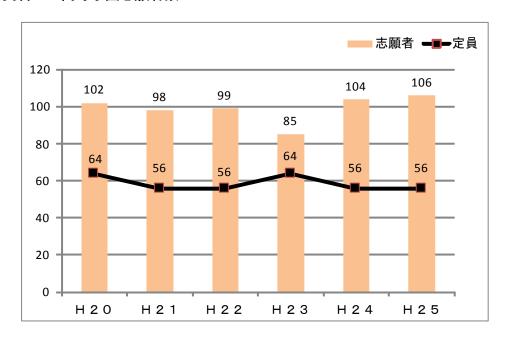
(県立特別支援学校高等部・専攻科の就労状況:各年度末現在)

資料14 医療的ケア対象児童生徒数

	H22	H23	H24	H25
重複障害 児童生徒数	431	437	432	443
医療的ケア対象 児童生徒数	60	63	67	79

(県医療的ケア推進事業承認者名簿:各年度末現在)

資料15 高等学園志願者数



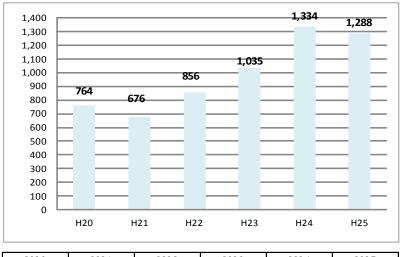
(県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考結果:各年度末現在)

資料16 居住地校学習の実施状況

	H16	H21	H22	H23	H24	H25
支援学校数	9	17(分校2校含む)	17(分校2校含む)	18(分校3校含む)	18(分校3校含む)	18(分校3校含む)
協力校	52(小46,中6)	203 (小139, 中64)	208(小153, 中55)	197(小140, 中57)	223(小153, 中70)	229(小154, 中75)
参加人数	63(小56, 中7)	259 (小176, 中83)	265(小185, 中80)	251(小177, 中74)	298(小199, 中99)	309(小199, 中110)
参加回数	165(小146, 中19)	754(小529, 中225)	820 (小594, 中226)	792 (小555, 中237)	1,021(小682, 中339)	937(小617, 中320)
交流実施割合(参加人数/小中学部在籍数)	8.0%	27.2%	27.0%	25.1%	29.6%	30.9%
非常勤講師数	2	10	9	8(東京都派遣含まず)	10	10

(県居住地校学習推進事業実施報告:各年度末現在)

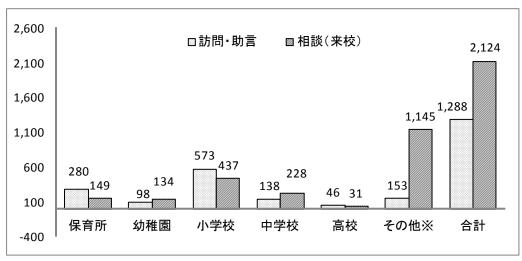
資料17 県立特別支援学校による助言等件数



H20	H21	H22	H23	H24	H25
764	676	856	1,035	1,334	1,288

(地域支援並びに特別支援学校におけるセンター的機能に関する調査:各年度末現在)

資料18 県立特別支援学校による校種別助言等件数



校種等	保育所	幼稚園	小学校	中学校	高校	その他※	合計
訪問・助言	280	98	573	138	46	153	1,288
相談(来校)	149	134	437	228	31	1,145	2,124

※その他は障害者施設,卒業生,市町村教育委員会等

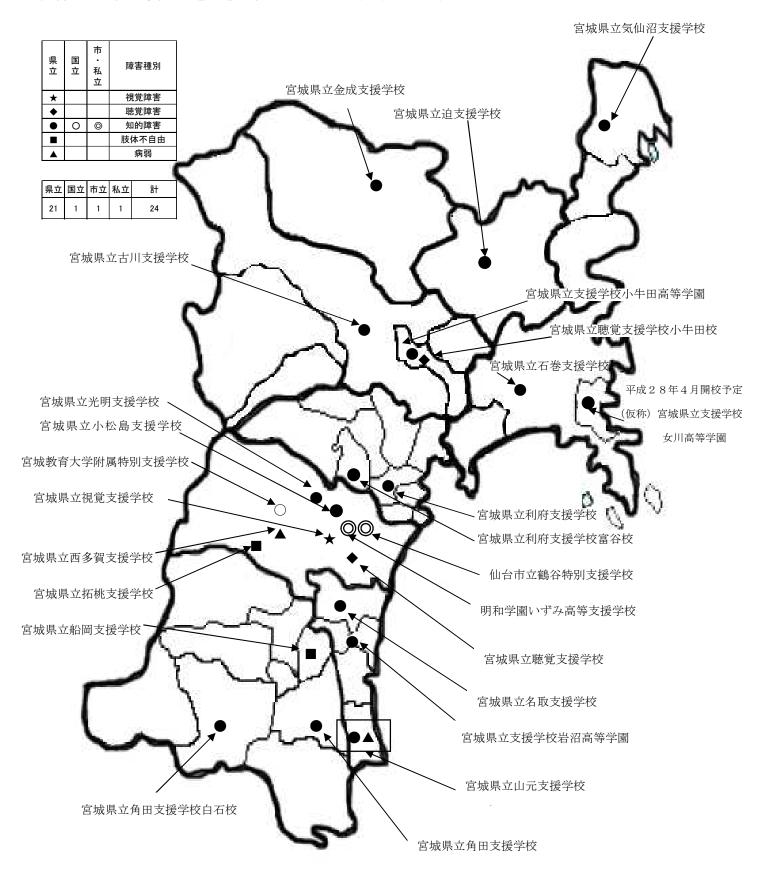
(地域支援並びに特別支援学校におけるセンター的機能に関する調査:H25年度末現在)

資料19 進学割合:特別支援学級から高等学校

H20	H21	H22	H23	H24
22.5%	23.0%	23.3%	26.3%	27.1%

(文部科学省:特別支援教育資料)

資料 20 宮城県特別支援学校配置図(平成26年5月1日現在)



- 31 -

資料21 宮城県特別支援学校一覧(平成26年5月1日)

尚·t. 夕	陪宝廷则	-n.==.+x		彭	置学	部		和庙平口	存 配	電紅乗 日
学校名 	障害種別	設直有	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	郵便番号	住所	電話番号
視覚支援学校	視覚障害	県		0	0	0	0	〒 980-0011	仙台市青葉区上杉6-5-1	022-234-6333
聴覚支援学校	聴覚障害	県	0	0	0	0	0	7 982-0001	仙台市太白区八本松2-7-29	022-248-0648
聴覚支援学校 小牛田校	聴覚障害	県	0	0				〒 987-0005	遠田郡美里町北浦字船入 1	0229-32-2110
光明支援学校	知的障害	県		0	0	0		〒 981-3213	仙台市泉区南中山5-1-1	022-379-6555
小松島支援学校	知的障害	県		0	0	0		〒 981-0906	仙台市青葉区小松島新堤2-1	022-725-3616
拓桃支援学校	肢体不自由	県		0	0			7 982-0241	仙台市太白区秋保町湯本字鹿乙18-2	022-398-2316
西多賀支援学校	病弱	県		0	0	0		7 982-0805	仙台市太白区鈎取本町2-11-17	022-245-1183
石巻支援学校	知的障害	県		0	0	0		T 986-0861	石巻市蛇田字新立野410-1	0225-94-0202
気仙沼支援学校	知的障害	県		0	0	0		〒 988−0141	気仙沼市松崎柳沢216-7	0226-24-3019
名取支援学校	知的障害	県		0	0	0		〒 981−1242	名取市高舘吉田字東真坂 6 一 1 1	022-384-6161
角田支援学校	知的障害	県		0	0	0		〒 981−1503	角田市島田字御蔵林24-1	0224-63-2555
角田支援学校 白石校	知的障害	県		0	0			〒 989-0248	白石市南町 1 - 2 - 7 9	0 2 2 4 - 2 2 - 4 3 3 3
迫支援学校	知的障害	県		0	0	0		〒 987-0513	登米市迫町北方字大洞59-10	0220-22-9484
金成支援学校	知的障害	県		0	0	0		〒 989−5171	栗原市金成沢辺字小崎87-1	0228-42-2211
古川支援学校	知的障害	県		0	0	0		〒 989-6203	大崎市古川飯川字熊野87	0229-26-2338
船岡支援学校	肢体不自由	県		0	0	0		〒 989−1605	柴田郡柴田町船岡南2-3-1	0 2 2 4 - 5 4 - 2 2 1 3
山元支援学校	病弱及び 知的障害	県		0	0	0		〒 989-2202	亘理郡山元町高瀬字合戦原100-2	0223-37-0518
利府支援学校	知的障害	県		0	0	0		〒 981-0123	宮城郡利府町沢乙字向山26	022-356-5675
利府支援学校 富谷校	知的障害	県		0				〒 981-3352	黒川郡富谷町富ヶ丘1-17-37	022-779-0451
岩沼高等学園	知的障害	県				0		〒 989-2455	岩沼市北長谷字豊田 1 - 1	0223-25-5332
小牛田高等学園	知的障害	県				0		〒 987-0005	遠田郡美里町北浦字船入 1	0229-32-2112
宮城教育大学 附属特別支援学校	知的障害	国		0	0	0		〒 980-0845	仙台市青葉区荒巻字青葉395-2	022-214-3353
鶴谷特別支援学校	知的障害	市		0	0	0		〒 983−0824	仙台市宮城野区鶴ヶ谷5-22-1	022-252-4231
明和学園 いずみ高等支援学校	知的障害	私				0	0	〒 983−0823	仙台市宮城野区安養寺2-1-1	022-293-7636

資料 22 諮問文

平成25年5月29日

宮城県特別支援教育将来構想審議会会長 殿

宮城県教育委員会

宮城県特別支援教育将来構想の策定について (諮問)

このことについて,特別支援教育将来構想審議会条例(平成25年宮城県条例第6号)第1条の規定により,別紙理由書を添えて諮問します。

(別紙)

理 由 書

本県では、障害のある児童生徒の教育を推進するため、平成26年度までを 計画期間とする「宮城県障害児教育将来構想」を平成17年に策定し、その理 念である「共に学ぶ教育」の実現を目指し、障害によって生じるさまざまな教 育的ニーズに応じた教育環境の整備を進めてきました。

この間,障害のある子どもたちに対する教育は,平成19年に学校教育法等の一部を改正する法律が施行され,特殊教育から特別支援教育へと大きく転換し,それまでの特殊教育の対象の障害だけでなく,知的の遅れがない発達障害も含めて,特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校において特別支援教育が実施されることとなりました。

本県でも、障害のある幼児児童生徒一人一人に応じた適切な支援を行うため、特別支援学校のセンター的機能の充実、幼・小・中・高等学校への特別支援教育に係る校内委員会や特別支援教育コーディネーターの配置などの取組を進めてきました。

一方で、特別支援教育についての県民の理解も進み、特別支援学校への入学を希望する児童生徒数が増加しているほか、発達障害など、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちに対する教育的ニーズも高まっています。

こうしたことから,これまでの取組や新たな課題も踏まえ,障害のある幼児 児童生徒に対する教育の一層の充実を図るため,本県の特別支援教育の将来を 見据えた新たな構想を策定することとしました。

つきましては、その構想についてご審議いただきたく、諮問するものです。

資料23 宮城県特別支援教育将来構想審議会委員名簿

(任期:2年間 平成25年5月29日から平成27年5月28日まで)

(50音順・敬称略)

			(50音順・敬称略)
	ふりがな		
No.	氏 名	所 属	備考
	あおき ますみ		
1	青木 真澄	塩竈市立杉の入小学校長	
	あかま ひろし		
2	赤間宏	仙台市教育局学校教育部特別支援教育課長	I C LLIN
_	あべ つねゆき		任期
3	阿部 恒幸	宮城県総合教育センター所長	H26.5.28 から
	いしがみ まさとし	宮城県宮城第一高等学校長	
4	石上 正敏	(前宮城県総合教育センター所長)	
_	いとう みちなり (本本 /今六4	サム気がはしたのはたみっまくさ共体部長	司人目
5	伊藤 倫就 うじいえ やすひろ	社会福祉法人なのはな会こまくさ苑施設長	副会長
6	氏家 靖浩	 仙台白百合女子大学人間学部教授	
	おおた ひろこ	個日日日日久 八十八同子即長及	
7	太田博子	 株式会社サトー商会人事総務部	
	おのでら たいこ		
8	小野寺泰子	 登米市立登米中学校長	
	かたおか みのる	並不停工並不干了人人	任期
9	片岡 実	 宮城県立視覚支援学校長	H26.5.28 から
	かどわき せいこ		11 2 0.0.20 N 9
10	門脇 征子	泉手をつなぐ親の会会長	
	かめい よしみつ	77. 6 6 1700 1117	
111	亀井 芳光	栗原市教育委員会教育長	
	きくち やえこ	7,300	
12	菊池 矢恵子	宮城県立聴覚支援学校長	
	こむろ え		
13	小室 たか恵	白石市民生部地域包括支援センター所長	
	こん きみや		
14	今 公弥	医療法人五十嵐小児科副院長	
	さいとう じゅんこ		
15	齋藤 順子	宮城県登米高等学校長	
	すずき まりこ		
16	鈴木 真利子	宮城県立山元支援学校長	
	ふじくら しんいち	宮城県塩釜高等学校長	
17	藤倉 眞一	(前宮城県立視覚支援学校長)	
	むらかみ よしのり		
18	村上 由則	宮城教育大学附属特別支援教育総合研究センター長	会長
	やまだ じんこ		
19	山田 仁子	前宮城県立支援学校岩沼高等学園PTA会長	

(注) 所属は平成 26年5月1日現在

資料 24 宮城県特別支援教育将来構想審議会 審議経過

	開催時		審議内容等
	第1回	5月29日	○会長・副会長の選任○諮問○本県特別支援教育の現状と課題
		6月14日	〇県内特別支援学校視察
平成	第2回	7月31日	○小・中学校における特別支援教育の体制づくりと推進○特別支援学校における教育の充実
25 年 度	第3回	10月25日	○特別支援学校における教育の充実 ○小・中学校における特別支援教育の体制づくりと推進 ○高等学校における特別支援教育の体制づくりと推進
	第4回	12月20日	○特別支援学校の教育環境整備のこれまでの議論のまとめ ○高等学校における特別支援教育の体制づくりと推進 ○特別支援学校における教育の充実
	第5回	2月14日	○県立知的障害特別支援学校に係る教育環境の整備について (緊急提言)の検討○市町村における特別支援教育の充実○宮城県特別支援教育将来構想骨子(案)
	第6回	5月28日	○発達障害への対応 ○教員の専門性向上 ○ICTの活用
	第7回	7月30日	○発達障害への対応○教員の専門性向上○ICTの活用○答申中間案の検討
平 成 26		(9月1日~3	0日 答申中間案公表、パブリックコメントの募集)
度	第8回	10月24日	〇パブリックコメントの整理・反映 〇答申最終案の検討
	第9回	12月18日	○答申最終案の検討
		12月25日	〇答申

平成26年3月7日

宮城県教育委員会 教育長 髙 橋 仁 殿

宮城県特別支援教育将来構想審議会 会 長 村 上 由 則

県立知的障害特別支援学校に係る教育環境の整備について(緊急提言) このことについて、別添のとおり提出します。

県立知的障害特別支援学校に係る 教育環境の整備について (緊急提言)

平成26年3月 宮城県特別支援教育将来構想審議会

目 次

はじめに

1	県立知]的障害特別支援学校の狭隘化等について・・・・・・・・・・	1
2	教育環	環境の整備に向けた提言	
	(1)	目指すべき方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(2)	具体的な方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3

はじめに

本審議会は平成25年5月に「宮城県障害児教育将来構想(平成17年策定)」 に基づくこれまでの取組や課題も踏まえた新たな構想の策定について、県教育 委員会から諮問を受けました。

県ではこれまで「県立特別支援学校教育環境整備計画(平成22年策定)」に 基づき教育環境の整備を進めてきたものの、県立知的障害特別支援学校におい ては児童生徒数の増加による狭隘化などが進み、また、軽度の知的障害のある 生徒を対象とした高等学園においては、毎年募集定員を大きく超える入学志願 者があるなど、早急な対応が求められています。

このような状況に鑑み、本審議会では、県立知的障害特別支援学校に係る教育環境の整備を、他の課題に先がけて緊急かつ最優先に推進すべき課題であると判断し、目指すべき方向性と具体的な方策を示した緊急提言を取りまとめることとしたものであります。

県教育委員会においては、本提言を踏まえ、県立知的障害特別支援学校の狭 隘化の解消などに向け、速やかに対応することを切に願うものです。

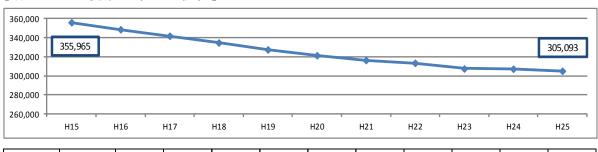
宮城県特別支援教育将来構想審議会 会長 村上 由則

1 県立知的障害特別支援学校の狭隘化等について

○ 少子化により幼児児童生徒数が減少する中,特別支援教育についての県民の理解が進んだことなどから,特別支援学校への入学を希望する幼児児童生徒数は増加しています。

増加は知的障害支援学校において際立っており,それ以外の特別支援学校においては、横ばいかやや減少しています。

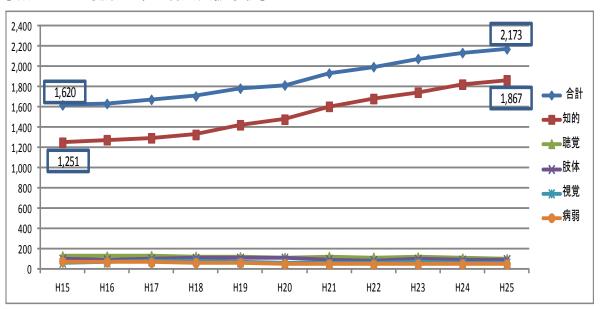
[幼児児童生徒数:県内全校種]



幼児児童生徒数	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
	355,965	348,628	341,851	334,763	327,470	321,407	316,371	313,447	307,540	307,261	305,093

※幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校等の幼児児童生徒数

[幼児児童生徒数:県立特別支援学校]



	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
合計	1,620	1,634	1,675	1,708	1,785	1,816	1,934	1,997	2,077	2,136	2,173
知的	1,251	1,276	1,295	1,328	1,424	1,479	1,606	1,683	1,745	1,825	1,867
聴覚	129	127	131	125	120	114	123	116	117	107	101
肢体	100	92	101	107	108	109	96	85	98	89	95
視覚	64	69	81	84	71	61	60	65	67	64	60
病弱	76	70	67	64	62	53	49	48	50	51	50

○ 平成25年度の県立知的障害特別支援学校の在籍者数は,10年前と比較すると616名,49%増加しており,教室不足を解消するため特別教室等を普通教室に転用するなどの対応を行っています。児童生徒数の増加を学部別に学級数でみると,小学部は30学級,中学部は24学級,高等部は54学級それぞれ増加しており,高等部の学級数の増加が顕著です。

特に、仙台圏域の県立知的障害特別支援学校3校(光明、名取、利府)の 在籍者数はそれぞれ200名を大きく超える状態が続いているため、高等部 校舎やプレハブ校舎の増築等で対応しているものの、作業室や運動場の確保 が困難であるなど教育活動に支障を来しています。

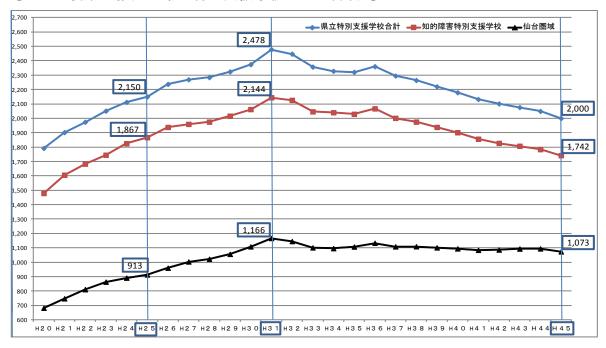
[学部別学級数の推移:県立特別支援学校(知的障害)]

知的障害	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	増加数
小学部計	114	115	114	123	133	136	139	144	149	143	144	30
中学部計	76	78	75	72	75	75	90	95	99	98	100	24
高等部計	122	127	131	130	136	138	140	151	156	175	176	54
仙台圏域(小学部)	50	53	53	55	58	57	63	64	66	65	70	20
リ (中学部)	41	40	37	35	39	41	45	50	50	49	46	5
リ (高等部)	48	52	57	58	59	56	57	67	72	81	84	36

※増加数はH15とH25の比較

○ 県立知的障害特別支援学校の児童生徒数を県全体で見ると、平成31年頃まで増加を続けその後減少に転じると推測されますが、仙台圏域の児童生徒数は横ばい状態が続くことが推測されます。

[児童生徒数の推計:県立特別支援学校(知的障害)]



(H25.5.1 現在の児童生徒数を基に推計)

2 教育環境の整備に向けた提言

(1)目指すべき方向性

県ではこれまで、平成22年に策定した「県立特別支援学校教育環境整備計画」に基づき教育環境の整備を進めてきたところですが、特に仙台圏域においては今後も児童生徒数の増加が見込まれることから、同圏域における知的障害特別支援学校の狭隘化などへの早急な対応が必要です。

また,軽度の知的障害のある生徒を対象とした高等学園についても,毎年 入学志願者が募集定員を大きく超える状態が続いていることから,早急な対 応が求められます。

さらに、校地が狭隘なため十分な教育活動が困難な学校などにおいては、 地域資源を活用し適切な教育活動の展開が図られるよう、関係機関等との連 携を更に強化することが望まれます。

(2) 具体的な方策

〇 狭隘化への対応

- ・ 県有財産を活用した分校等の設置や複数の障害種部門の併置・併設
- ・ 廃校となった小・中学校の校舎や、余裕教室を活用した分校等の設置など、将来の特別支援学校の児童生徒数を的確に把握し、県有財産の活用や小・中学校の統廃合などを見据えた市町村との更なる連携を図ることにより、児童生徒の個別の教育的ニーズに的確に応えるための教育環境を整備することが求められます。

〇 軽度の知的障害のある生徒を対象とした高等部教育の充実

- 高等学園の新設や収容定員の拡大
- ・ 生徒の進路希望や障害の状態に対応した複数の教育課程の編成 など、生徒の障害の状態等に応じた適切な進学先を確保するとともに、 教育課程の見直しなど進路選択の拡大に向けた取組を進め、進路指導の 充実を図ることが求められます。

〇 地域資源の活用による教育力の向上

- ・ 地域の関係機関等と連携した施設・設備の活用(屋外運動施設,プール,図書館等)
- ・ 専門学科を有する高等学校など他の学校と連携した施設・設備の活用など、教育機関同士はもとより関係機関等とのネットワークを構築し、 既存施設等の相互利用の積極的な推進を図るとともに、特に高等部生徒の就業に向け、必要な知識・技能を更に向上させることが求められます。

以上のことを踏まえ、県教育委員会においては、より安全・安心な教育環境の整備に向けて具体的な施策に早急に取り組み、あわせて教職員の専門性の向上に向けた取組を推進するなど、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図ることを期待します。